

すぎなみ環境目的税条例に付する付帯決議

杉並区長は、本条例の施行に当たっては、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。

- 一 区は、環境施策の全体像を速やかに提示するとともに、本条例を廃棄物の減量及びリサイクルの推進に向けた取り組みの一環と位置付け、区民、事業者と一体となつて、買物袋持参運動の推進とレジ袋の使用抑制に積極的に取り組むこと。
- 二 本条例の実施、運用に当たっては、区民、事業者の意見が十分に反映するよう努めるとともに、納税者である区民に制度の趣旨、内容を周知徹底すること。
- 三 本条例の施行日を定めるに当たっては、地域経済の状況、買物袋持参の普及状況やレジ袋を含むプラスチックごみの減量状況を勘案した上で議会の同意を得ること。
- 四 本条例の運用については、区民に対して税の使用用途と税の収支結果について明示をし、税及び制度に対する理解を得るよう努めること。
- 五 本条例の運用に当たっては、税の徴収事務に支障をきたすことのないよう十分に考慮し、特に中小零細事業者たる特別徴収義務者について帳簿の記載及び税額納付について簡便な方法を取り入れるとともに、煩雑な事務作業の増加に對して、十分な配慮と措置を講ずること。